

平成 25 年 3 月 25 日
環境創造局水・土壌環境課

横浜市下水道条例施行規則の一部改正について（公示）

横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年 6 月横浜市規則第 103 号）について、1,4-ジオキササンに関する水質の測定回数をトリクロロエチレンと同等にする等の改正をしたので、意見公募の結果と併せて公示します。

1 改正の概要

- (1) 下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 148 号）の施行により追加された 1,4-ジオキササンについて、水質の測定回数をトリクロロエチレンと同等にします（第 16 条第 1 項の表）。
- (2) 前処理施設のうち鳥浜第一工場排水処理場及び福浦工場排水処理場の更新に伴う前処理区域に係る下水道使用料の算式を変更します（第 23 条の 2）。
- (3) 横浜市下水道条例の一部を改正する条例（平成 24 年 9 月横浜市条例第 53 号）及び横浜市下水道条例の一部を改正する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 99 号）の施行に伴い、必要となる規定の整理等をします（第 8 条第 1 項、第 9 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 3 項、第 20 条第 1 項及び第 3 項、第 21 条第 1 項及び第 3 項、第 35 条第 1 項、別記様式目次、第 5 号様式、第 12 号様式、第 21 号様式の 2、第 21 号様式の 3、第 23 号様式の 2 並びに第 26 号様式）。
- (4) 様式中の生年月日の記入を不要とします（第 9 号様式及び第 10 号様式）。

なお、(2)は納付すべき金銭について定める条例の規定に基づき当該金銭の額の算定の基礎となるべき算定方法についての改正であるため横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 2 号の規定により、(3)及び(4)は条例の改正に伴い当然必要とされる規定の整理及び形式的な変更を行う改正であるため同項第 8 号ア及びイの規定により、意見公募手続は実施しませんでした。

2 添付資料

- 別紙 1 「新旧対照表」
- 別紙 2 「改正後の様式」
- 別紙 3 「意見公募の結果」

問合せ先

横浜市環境創造局水・土壌環境課 下水道担当
電話番号：045-671-2835